

連 絡 書 (No. 17)

市内 居宅介護支援事業所
地域包括支援センター
特定福祉用具販売事業者 御中

令和5年2月1日

生活保護受給者の住宅改修および特定福祉用具購入に係る 申請書類受付方法の変更について

日頃より、本市の福祉行政の運営にご協力をいただきありがとうございます。
さて、表題の件につきまして、下記のとおり申請書類の受付方法を変更することといたしましたので、お知らせします。

記

I. 変更内容

【変更前】

- ・住宅改修、特定福祉用具購入に係る介護扶助費の申請書類 →生活福祉課へ提出
- ・介護保険住宅改修費、介護保険特定福祉用具購入費の申請書類 →介護保険課へ提出

【変更後】

住宅改修、特定福祉用具購入に係るすべての申請書類（65歳未満も含む）
→介護保険課へ提出

※ただし、生活保護を本市から受給している方に限ります。

II. 変更時期

この通知の発出日以降

Ⅲ. 申請の流れ

《住宅改修》

1. 介護扶助費の申請に係る書類、介護保険住宅改修費の事前申請書類を提出
 - ①事前申請書（振込先口座の欄は空欄）
 - ②改修が必要な理由書
 - ③図面
 - ④改修前の写真×2
 - ⑤見積書×2（原本：1枚はコピーで可）
 - ⑥介護扶助費の受領および支払に係る委任状
 - ⑦介護扶助費の受領に係る同意書
 - ⑧介護保険住宅改修費の受領に係る委任状

2. 改修後、介護扶助費の請求に係る書類を提出
 - ①請求書
 - ②改修後の写真

3. 生活福祉課からの入金を確認後、介護保険住宅改修完了報告書類を提出。
 - ①完了報告書
 - ②改修後の写真
 - ③領収書

※65歳未満の場合、介護保険からの給付はないため、1-⑧、3の書類は提出不要です。

《特定福祉用具購入》

1. 介護扶助費の申請に係る書類を提出。
 - ①見積書
 - ②カタログ
 - ③介護扶助費の受領および支払に係る委任状
 - ④介護扶助費の受領に係る同意書
 - ⑤介護保険福祉用具購入費の受領に係る委任状

2. 福祉用具の納品後、請求書を提出。

3. 生活福祉課からの入金を確認後、介護保険福祉用具購入費の申請書類を提出。

- ①福祉用具購入費支給申請書
- ②福祉用具サービス計画書
- ③カタログ
- ④領収書

※65歳未満の場合、介護保険からの給付はないため、1-⑤、3の書類は提出不要です。

IV. その他注意事項

《住宅改修》

生活保護受給者の介護保険住宅改修費の申請は、償還払いのみです。

なお、生活保護受給者以外の方の受領委任払いの事前申請について、申請日から着工日までの期間が7営業日未満の場合は、必ず事前にご相談ください。

《特定福祉用具購入》

本市では、公益財団法人テクノエイド協会の福祉用具情報システムにおいて、「販売」マークが表示されているもののみ、介護保険対象としております。

TAIS 登録されているものでも、「販売」マークが表示されていないものは、保険対象外としておりますのでご注意ください。